

(仮称)富士見が丘公会堂整備工事説明会(6月17日)に伴う再意見書に対する再見解書

番号	区分	ご意見	町の考え方
1	再	①集会施設建設代替地の件(富士見が丘2丁目第一遊園地に集会場を建設できる)	町が富士見が丘2丁目第一遊園地に集会場を建設できないという説明をしたことはありません。町は、現在の位置で建替え、町有地に建設、土地を取得して建設の3案について検討し、2丁目地区の活動の現況やご要望も踏まえつつ、総合的に勘案し富士見が丘田代公園に建設することを決定したものです。
2	再	②開発事業でない根拠(この事業は開発事業に該当しないので無効である)	二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例の第2条第1項第2号により用語の定義がなされており、(条例に基づく)開発事業とは、「建築基準法 第2条第13項に規定する建築その他規則で定める行為をいう。」となっています。建築基準法の同条同項によると「建築物を新築し、増築し、改築し、または移転することをいう。」となっています。 また、条例の第9条第1項に「次の各号のいずれかに該当する(条例に基づく)開発事業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、開発事業事前協議書を町長に提出しなければならない。」とされており、同項第3号において、開発区域の面積が500平方メートル以上のものとなっています。 すなわち今回の、(条例に基づく)開発事業においては、説明会でご説明したとおり、開発事業の区域の面積は、2870.35平方メートルであるため、500平方メートル以上でかつ、地区集会施設の建設(約200平方メートル平屋建て)が整備の目的ですので、当該条例に該当することになります。
3	再	③田代公園でのレッドゾーン解除について(元町老人憩の家もレッドゾーンなので解除すべき)	今回の事業(工事内容)と関連がありませんので回答できません。
4	再	1, 意見書提出への疑問 ①開発事業では無く公園整備である。都市公園法に基づく手続きを実施しなければならない。	田代公園は都市計画決定を必要とする「都市計画公園」ではありませんので都市計画法上の手続きは必要ありません。環境影響調査を必要とする規模の工事では無く景観法適用もありません。
5	再	②開発事業計画板は概要しか書かれておらず意味は無い	条例の書式に基づき表示しているものです。
6	再	③都市公園法の建蔽率2%を逃れるために管理区域変更の詳細面積が示されていない。開示して欲しい。	管理区域の面積は説明会でお話したとおり約480㎡の予定ですが、今後の建物設計の中で決定します。
7	再	④工事施工業者がでてこない開発事業はおかしい。	説明会は事業者が実施するものです。
8	再	2, 工事内容の住民への周知不徹底について。3, 町長の政治手法について。4, 候補地の選定について。5, 工事の大幅な変更について。6, 第一遊園地について。7, 騒音問題について。8, 緑地空間としての田代公園の重要性について。 多くの住民の知らない間に一部役員と町行政で勝手に決められた事業である。まさしく住民無視の行政であり、白紙撤回を求める。	賛成、反対について様々なご意見をいただく中で、これまで昨年5月、11月と今回6月の説明会を開催し、ご意見を伺いながら進めてまいりました。また、地域の方や、田代公園を守る会の方とも協議をしながら、計画内容を変更し現在に至っています。議会でも陳情審査を含め丁寧に説明をしながら進めておりますので、引き続き事業を進めてまいります。
9	再	開発区域を町有地の富士見が丘2丁目第一遊園地に変更すること。(富士見が丘2丁目第一遊園地に集会場を建設可能である。新幹線へ近接する工事に対してどのような事故を想定しているのか、バリアフリーが理由なら田代公園も同じである)	項番1の通りです。新幹線への工事については、リスクと影響についてご説明したものです。バリアフリーについては、公園というより集会場に対するアプローチについての考えです。

番号	区分	ご意見	町の考え方
10	再	1、地元への説明 田代公園隣接住民の説明が遅く、かつ計画反対者が多いという事実をどう受け止めているのか？	様々な声があるということは受け止めています。一方で、地域集会施設整備も必要なことであると考えます。
11	再	3 工事内容 造成工事の説明があったが、建物の説明が無いのに看板は建物だけとは？しかも金額、図面、施工業者の開示が無いのは進め方が不自然である。	建物の建設に伴う造成工事であり、建物の規模等をお示ししています。金額は11月の説明会の時にお答えしており変更はありません。図面等は説明会の通りです。施工業者は11月の時点で決定していますが、工事看板は別途設置します。
12	再	5 説明会 説明会は工事着工前に行うのが順番である。	6月17日に実施しました。
13	再	7 今の心境 「受け賜わって置く」が多いがこの場合「物品」ではないので「承る」が常識である。これだけ「承って置く」のであれば町長の今の心境も変わって来られたのではありませんか？町長をこれまで応援してきました。今計画の推進は如何にも不似合いの事業です。	ご意見として承りました。